

ご存知ですか?シリーズ®

遺産分割の協議期間は 10年が限度

困っている』という読者は必読です! る』『急斜面地の土地建物を相続して 『親の遺産 (不動産) 分割でもめてい

|4月から相続改正に関する 法律が施行されるの?

も始まります。 地国庫帰属法」もスタートします。 ③共有制度の見直し ④相隣関係の見 建物に特化した財産管理制度の創設 務化を課す「不動産登記制度の見直し」 直しなどに加え、27日からは「相続土 また、来年4月からは相続登記の義 する新ルールの導入 ②土地 4月1日からは①遺産分割に関

あれば不要では?

3・4%しかいません。相続方法には によると、遺言書を作成している人は 本財団の「遺言・遺贈意識調査 60歳以上2千人を対象にした日

> 定がある相続分)の二つがあります。 ①法定相続 (法律で定められた相続分) ども達による分割協議が主流となって と②指定相続 (被相続人から遺言で指 しの法定相続で、残された配偶者や子 しかし、ほとんどの相続が遺言書な

┗遺産分割に関する 新ルールって何ですか?

います。

した。 らず、 割には制限が無いため土地・建物の争 続をめぐり長期間分割協議がまとま う期間制限があります。しかし遺産分 登記業務に支障をきたしてきま 続開始から3ヵ月、10ヵ月とい 相続放棄や相続税の申告は、 相

化の促進に取り組むことになりました。 解決を図り、不動産の有効活用と流動 設け、親族間の長引く土地争続の早期 協議期間は10年が限度とするルールを 今回の法改正では、 遺産相続の分割

相続人が多すぎて10年の

を考慮せず法定相続分で行うよう改正 分割協議は原則として、具体的相続分 くなります。10年を経過した後の遺産 有が発生し、遺産の管理・処分が難し と、沢山の相続人による遺産共

具体的相続分って何?

て算定します。 別受益や親の介護看護に貢献した寄与 分等を考慮した具体的相続分を加味し をベースに、生前贈与などの特 遺産分割するときは法定相続分

まう恐れがあるので、10年間の縛りが 体的相続分に係る証拠が無くなってし 設けられました しかし、遺産分割が長期に及ぶと具

相続しても不要な 土地建物がある場合は?

相続や遺贈によって土地を取得した相 得ませんでした。しかし4月27日より 全ての相続財産を放棄せざるを 今までは土地建物だけでなく

期限を超えた場合は? 続人は、

遺産分割が長期間放置される

不要な

されました。

縛から解放されます。 が必要です。これで相続人は、 する土地は対象外で、申請時に審査手 した。 数料と負担金(10年分の土地管理費 せる制度(国庫帰属法)が新設されま 土地建物に固定資産税を徴収される呪 ただし管理に過大な費用・労力を要 土地を手放して国庫に帰属さ

シニアスタッフ 上田篤彦

令和5年4月から施行される主な相続に関する改正法		
改正項目	改正内容	施行日
遺産分割に関する 新ルールの導入	相続開始から 10 年経過した 遺産分割は具体的相続分を 考慮することはできない	4月1日
相続土地国庫帰属 制度の創設	相続や遺贈により土地を 取得した者は国がその土地を 引き取ることができる	4月27日
土地・建物に特化した 財産管理制度の創設	所有者が不明、または所有者による管理が適切にされていない土地・建物を管理する管理人を 選任することができる	4月1日